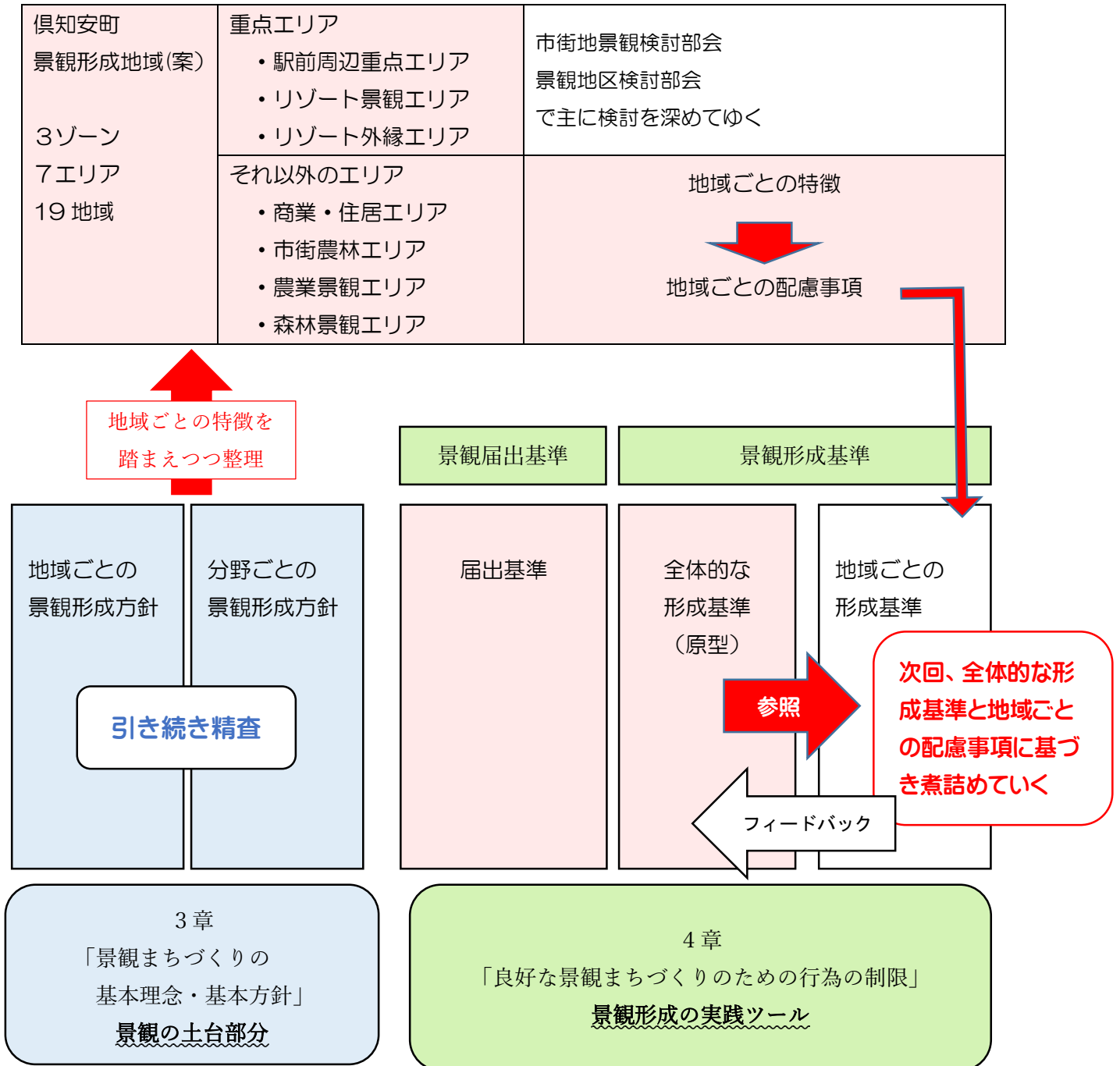


## 景観届出基準と景観形成基準とは？

～今回・次回検討事項の流れについて（前回資料のおさらいも兼ねつつ）

### ■作業イメージ図■



|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| <b>目次</b>  | <b>1 章 策定の目的、計画の位置づけ</b>        |
| 1.         | 景観計画策定の背景                       |
| 2.         | 景観計画策定の目的                       |
| 3.         | 景観計画及び景観条例の位置づけ                 |
| <b>2 章</b> | <b>俱知安町の景観特性</b>                |
| 1.         | 俱知安町の景観特性                       |
| 2.         | 景観まちづくりに向けた課題                   |
| <b>3 章</b> | <b>景観まちづくりの基本理念・基本方針</b>        |
| 1.         | 基本理念と行動指針                       |
| 2.         | 基本方針                            |
| 3.         | 景観計画区域（区域区分）                    |
| 4.         | 地域ごとの景観形成の方針                    |
| 5.         | 分野別の景観形成の方針                     |
| <b>4 章</b> | <b>良好な景観まちづくりのための行為の制限</b>      |
| 1.         | 景観形成基準                          |
| 2.         | 届け出対象行為                         |
| <b>5 章</b> | <b>重点地区の景観まちづくり</b>             |
| 1.         | 重点地区の考え方                        |
| 2.         | 重点地区の指定                         |
| 3.         | 重点地区における景観形成の方針                 |
| <b>6 章</b> | <b>景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項</b> |
| 1.         | 景観重要建造物の指定の方針                   |
| 2.         | 景観重要樹木の指定の方針                    |
| 3.         | 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項          |
| 4.         | 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項    |
| 5.         | 景観整備機構の指定に関する基本的事項              |
| <b>7 章</b> | <b>景観まちづくりの進め方</b>              |
| 1.         | 協働による景観まちづくりの考え方                |
| 2.         | 景観まちづくりの推進方策                    |
| 3.         | 景観まちづくりの推進体制                    |

## （１）景観計画内での割り付け

これまで検討を深めてきた、景観計画の土台部分、

- ・景観の基本理念・基本方針
- ・地域ごとの景観形成方針（市街地、リゾート地域、農業地域など・・・）
- ・分野ごとの景観形成の方針（鉄塔、道路付属物など・・・）

を「３章 景観まちづくりの基本理念・基本方針」にまとめあげる一方、この各方針に沿ったまちづくりを行っていく実践ツールとして、第４章にて

- ・景観届出基準（町に届け出が必要な建築物/工作物などの高さや面積の数値）
- ・景観形成基準（建築物/工作物新設時等、どのような景観的配慮が必要かの文章）

を決めていくことになります。

倶知安町と羊蹄山麓７町村は既に、北海道が定めた「羊蹄山麓広域景観形成推進基準」により、北海道が景観届出を審査しています。（※１）。

これは、７町村全域で共通一律の基準ですが、倶知安町が景観計画を定めるにあたり、

これまで景観づくりを担っていた羊蹄山麓の基準を基本に生かしつつ、  
いかに倶知安町らしさや地域ごとの特色に応じた景観形成基準を組み立てていくか

が、要となります。

（※１ 景観地区/準都市計画地域内は倶知安町が審査/認定しています）

## (1) 景観届出基準

- \*建築物/工作物の新築/改築時等、町に届出が必要な最低基準。
- \*この基準を超える建築物/工作物は周辺景観との調和など、町による審査を受ける必要がある。

実例：羊蹄山麓広域景観形成基準（抜粋）  
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等      高さ10m

- \*高さ10m以上の柱が建てられない、という意味ではありません。
- \*高さ10mを超える柱は周辺景観に影響を与える恐れがあるので、設置位置や形状や色などを審査し、適否を判断します、という意味合いです。

## (2) 景観形成基準

\*例えば、同じ高さ10mの鉄柱（携帯電話の電波塔など）でも、  
位置（広く平らな畑の真ん中の建つ or 高い樹々に囲まれて直接見えない）  
色彩（景観色として扱われる焦げ茶色も、周辺背景の色合いによって目立つ場合も？）  
により、景観への影響が大きくことなる為、数値的な判断（定量的判断）だけでは難しい面がある為、定性的判断（文章ベース）の基準が用いられることが多い。

実例：美瑛町景観計画 丘のまち景観区域※2

### 【建築物の高さ】

- 山の稜線や丘陵地の連続性を分断しない高さとします。
- 丘陵地などの見通しの良い場所に関しては、原則、低層とします。農業用施設など建物本来の用途・目的・機能上の理由がある場合、かつ周辺景観と調和すると認められるものに関しては、原則によりません。

※2 町辺縁の山岳部を除く、美瑛の市街/郊外大半を占める区域

倶知安町においても、町全体を景観の特徴ごとに地域分けしつつ、その地域で特に重んじたい景観、配慮しないと失われやすい景観に対する基準を作っていきます。